平成２６年（フ）第４８号
青森県弘前市大字末広２丁目４番地４　カーサカルム末広202号
債務者　齋藤　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第５８号
青森県弘前市大字南城西１丁目８番地　市営住宅Ｃ―206号
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第５９号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田55番地26
債務者　熊澤　将樹
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第５３号
青森県八戸市小中野５丁目２番５号　大町マンション407号室、前住所青森県八戸市八太郎３丁目７番40号　ルーチェＡ101号室
債務者　河田　　聡
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
熊本市東区新生１丁目３番３号　クロノス新生103号、前住所神奈川県川崎市高津区下作延３丁目８番32―205号
債務者　眞庭　城聖
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２６号
熊本市東区御領３丁目４番28号　103
債務者　濵田　清子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４７号
熊本市北区楠４丁目６番３―345号　市営住宅１Ｃ―12―345、前住所熊本市中央区水前寺１丁目21番29号　メゾーネ水前寺607
債務者　日隠　清明
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１号
山口県熊毛郡田布施町大字宿井2365番地７
債務者　河田　勇子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３５号
山口県周南市月丘町４丁目３番地　松村アパート
債務者　出尾　哲男
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３６号
山口県周南市月丘町４丁目３番地　松村アパート
債務者　出尾　礼子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２０８号
静岡県藤枝市茶町２丁目18番４号、旧住所静岡県藤枝市藤枝５丁目11番11号
債務者　服部房次郎
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３号
栃木県足利市千歳町34番地
債務者　吉澤　正浩
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１１０号
川崎市宮前区野川121番地22
債務者　石川　次夫
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
静岡県島田市阪本763番地の15　杉村アパートＤ号室、旧住所静岡県島田市阿知ヶ谷313番地の５
債務者　丸石　秀人
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１号
愛知県田原市御殿山101番地
債務者　廣地　陽子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部